

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 草加市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.5%
全職員	74.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	92.8%
本庁課長相当職	107.1%
本庁課長補佐相当職	100.2%
本庁係長相当職	99.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.9%
31～35年	91.8%
26～30年	94.7%
21～25年	91.6%
16～20年	88.7%
11～15年	89.0%
6～10年	100.5%
1～5年	86.5%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の職員数については、「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を参考として、職員を数える単位として「週労働時間」を用いて職員数を換算しています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、83.0%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は70.1%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。